

誓 約 書

私は、川西市が「川西市暴力団排除に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約から暴力団を排除していることを認識した上で、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 施行規則第2条第1号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 施行規則第4条により川西警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出いたします。
- 3 暴力団等に該当する者を施行規則第2条第4号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約が解除できない場合には、契約解除や損害賠償請求等貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して受注者として下請負人等と契約を締結した際、下請負人等に対し川西市長宛誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し川西市長宛誓約書の提出を求め、以降すべての下請負人等との契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に当該誓約書を提出いたします。
また、契約に係る一連の手続において、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して、貴市が署長への照会の必要性を認めた場合は、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で、関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出いたします。
- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から施行規則第9条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有することについて承諾いたします。
- 7 代表者、役員その他誓約書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、書面により届出いたします。

年 月 日

川 西 市 長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

役員一覧表

記載方法

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ②個人事業者の場合は代表者を、法人の場合はその役員及び契約締結にかかる代理人を置いている場合はその者をあわせて記載してください。
- ③生年月日の記載については、元号に○をつけてください。
- ④性別の記載について、いずれかに○をつけてください。
- ⑤同一内容であれば、任意様式での提出を可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役	川西 太郎	カワニシ タロウ	明治 大正 (昭和) 平成 33年 3月 3日	(男) 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

川西市暴力団排除に関する条例(平成 24 年条例第 5 号)抜粋 (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第 9 条第 15 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者